

## 「みたかスペースあい」利用規約

### （設置目的）

第1条 「みたかスペースあい」（以下「スペース」という。）は、まちとしてのにぎわいや人との集い・憩いの空間、民学産公による新たな協働のサテライトとして、商店街の活性化及びよりよいまちづくりの推進に寄与することを目的に設置する。

### （運用のコンセプト）

第2条 スペースは次の5つの「あい」を基本に運用する。  
学びあい・知りあい・気づきあい・活かしあい・育てあい

### （管理運営）

第3条 スペースの管理運営は、みたかスペースあい運営協議会幹事会（以下「幹事会」という。）構成団体が協働で行う。

### （会員利用）

第4条 みたかスペースあい運営協議会（以下「協議会」という。）の幹事会団体及び一般会員（以下「会員」という。）は、第1条の設置目的を理解の上、本規約に定める規則等に従い、スペースを利用する。

- 2 会員以外がスペースを利用する場合は、会員の推薦により、「スポット利用」または「お試し利用（1回のみ）」として利用することができることとする。ただし、会員の推薦がない場合は、幹事会の承認を得ることを条件とする。
- 3 会員以外がスペースを利用する場合は、推薦した団体が細心の注意を払い事故のないよう万全の措置をとる義務を負うこととする。

### （利用時間）

第5条 スペースの利用時間は、午前10時～午後9時までとする。  
ただし、火曜日及び午後5時以降の利用は会員のみとする。

### （利用時間枠）

第6条 利用時間枠は、次の3枠とする。なお、利用の時間は準備、片付けの時間を含めた時間とする。夜間枠は会員のみ利用とする。

- 午前枠 午前10時～午後1時
- 午後枠 午後1時～午後5時
- 夜間枠 午後5時～午後9時

### （定休日）

第7条 スペースの定休日は、基本次に掲げるとおりとする。  
ただし、幹事会が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 12月29日～1月4日

(利用料)

第7条 スペースの利用料は、第6条の利用時間枠に対して、会員は500円、スポット利用は600円とする。

- 2 利用料の支払い窓口は「株式会社まちづくり三鷹」とする。
- 3 会員は、会員サービスを超えた分の利用料を、月末締めのご請求に基づき支払うこととする。スポット利用は利用回数に応じて月末締めのご請求に基づき、支払うこととする。
- 4 有料イベントを行う場合は、利用料が2倍となる。
- 5 お試し利用は無料とする。

(利用手続)

第8条 スペースを利用する場合は、利用申込書を協議会会長宛に提出し、承認を得なければならない。

- 2 利用申込書の受付窓口は、株式会社まちづくり三鷹とする。
- 3 利用申込書の受付期間は、利用日の3か月前の月初から利用日当日までとする。申し込みの受付は、先着順とする。

(利用の取り消し)

第9条 一旦提出した利用申込みを取り消そうとする時は、取り消し届を提出しなければならない。

(利用料の免除)

第10条 幹事会が特に必要と認める場合は、利用料を減額、または免除することができる。

(利用の制限)

第11条 幹事会団体が主催、又は認定したイベント等を開催する場合等、幹事会団体が管理運営上必要と認めた場合は、スペースの全部又は一部の利用を制限する場合がある。

(免責事項)

第12条 会員は、自己の責任においてスペースを利用するものとし、協議会は、協議会に故意または重大な過失がある場合を除き、スペース内で発生した損害について一切責任を負わないものとする。

- 2 スペースで協議会が行う会員若しくは利用者の紹介、又は会員がスペースにおける情報に基づき生じた事業の連携等は、会員が自己の責任において実施するものとし、協議会はこれにより発生した一切の責任を負わないものとする。

(利用のきまり)

第13条 利用のきまりは次に掲げるとおりとする。

- (1) 火気厳禁
- (2) 大きな音の出るものの使用はできない。
- (3) ゴミは各自持ち帰ること。
- (4) 宗教の布教活動はできない。
- (5) 選挙運動はできない。
- (6) 公共性を脅かす行為や他の利用者に迷惑をかける行為を行わない。

(会員サービスの変更及び終了)

第 14 条 スペースの利用について、会費及び時間枠等については、変更することがある。この場合、協議会は事前に会員に告知するものとする。

2 協議会は、サービスの一部または全部を終了することがある。この場合、協議会はスペース利用の終了の 2 か月前までに会員に通知するものとする。ただし、独立行政法人都市再生機構との契約満了日をもって終了する場合は、1 か月前までに会員に通知するものとする。

(規約の改訂及び効力)

第 14 条 幹事会は、本規約及びスペースの運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

(規約の遵守)

第 15 条 会員は、本規約及び協議会の定める諸規則を厳守し、使用するものとする。

(規約外事項)

第 16 条 本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、幹事会がこれを定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。